

越前市営住宅条例(平成17年越前市条例第188号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 市営住宅等の設置(第3条)</p> <p>第3章 市営住宅の管理(第4条—第41条)</p> <p>第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用(第42条—第48条)</p> <p>第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用(第49条—第53条)</p> <p>第6章 駐車場の管理(第54条—第63条)</p> <p>第7章 補則(第64条—第68条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第2条の2)</p> <p>第2章 市営住宅等の設置(第3条)</p> <p>第3章 市営住宅の管理(第4条—第41条)</p> <p>第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用(第42条—第48条)</p> <p>第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用(第49条—第53条)</p> <p>第6章 駐車場の管理(第54条—第63条)</p> <p>第7章 補則(第64条—第68条)</p> <p>附則</p> <p><u>(市営住宅等の整備基準)</u></p> <p><u>第2条の2 市営住宅及び共同施設（以下この条において「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u></p> <p><u>2 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</u></p>

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1

3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

4 法第5条第1項及び第2項の規定による整備基準は、前3項の規定に適合するように規則で定める。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第5号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) 世帯の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合で、次項の規定に該当するとき。 214,000円

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1

項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) その者及びその同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である者

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度である者

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、前条各号(老人等にあつては、前条第2号から第4号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならぬ。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者(以下「申込者」という。)の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(4) 同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならぬ。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者(以下「申込者」という。)の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定する。
- 3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する申込者の世帯が老人、心身障害者、20歳未満の子を扶養している寡婦又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する世帯で、規則で定めるもののいずれかに該当する場合で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、当該申込者を市長が割当てをした市営住宅に優先的に入居させることができる。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定する。
- 3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する申込者の世帯が、規則で定めるもののいずれかに該当する場合で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、当該申込者を市長が割当てをした市営住宅に優先的に入居させることができる。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(略)

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(略)

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 (略)

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(略)

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(略)

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(略)

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 (略)

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(略)

(駐車場使用許可の取消し等)

第62条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該使用者に対し、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(略)

(3) 当該駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(略)

(駐車場使用許可の取消し等)

第62条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該使用者に対し、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(略)

(3) 当該駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

(略)

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(入居者の資格に関する特例)

2 平成28年3月31日までの間においては、第6条第2項第2号中「60歳以上」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。